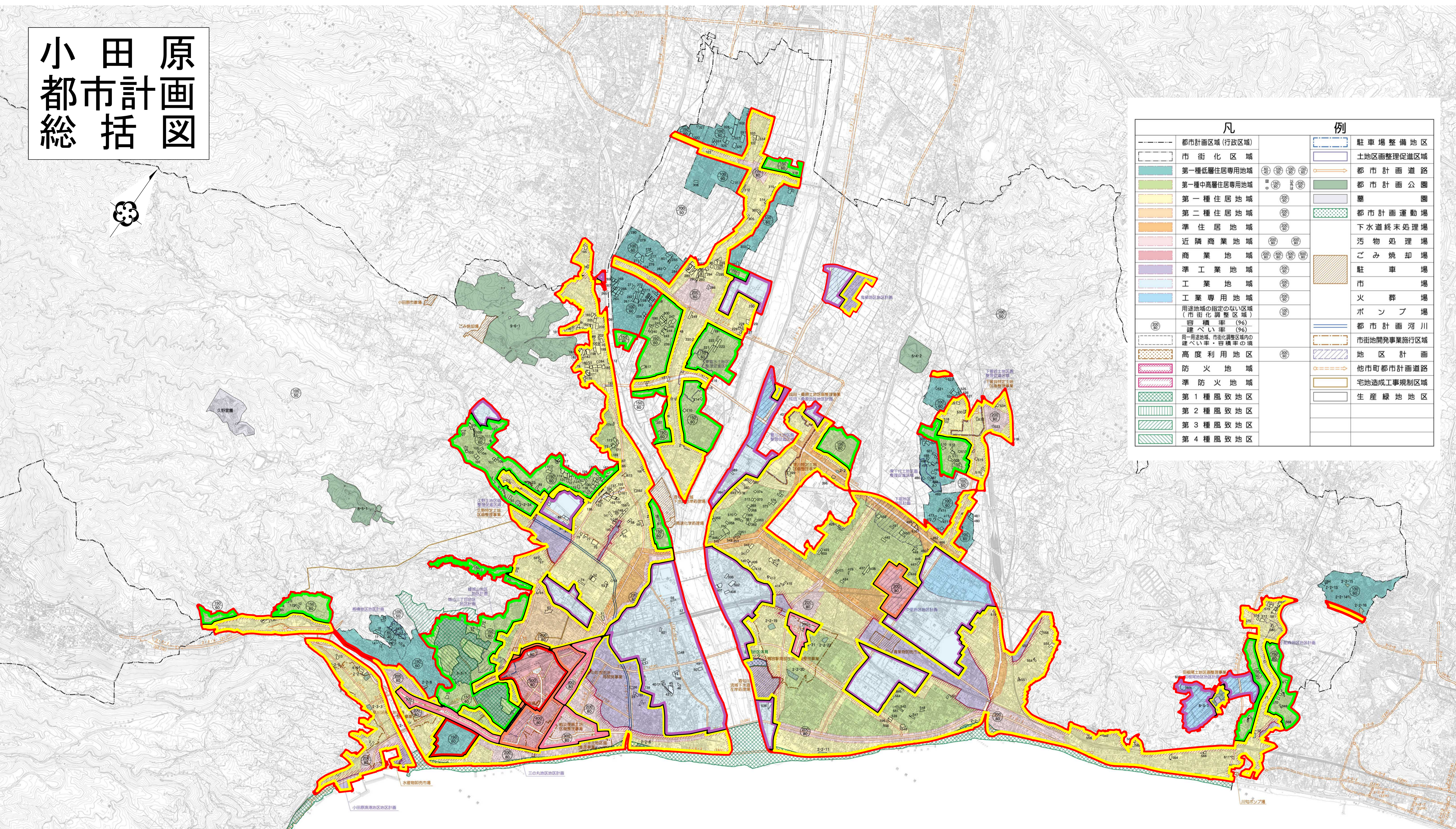
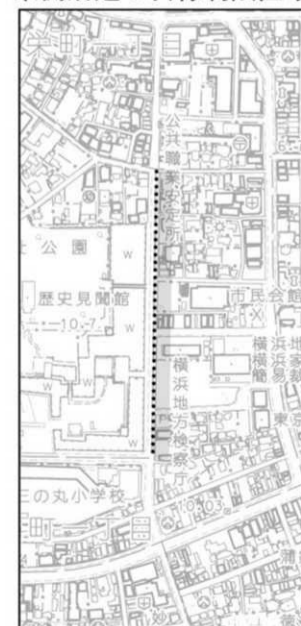


# 小田原都市計画 総括図

凡		例	
---	都市計画区域(行政区)	■	駐車場整備地区
---	市街化区域	■	土地区画整理促進区域
■	第一種低層住居専用地域	○	都市計画道路
■	第一種中高層住居専用地域	○	都市計画公園
■	第一種住居地域	○	墓園
■	第二種住居地域	○	都市計画運動場
■	準住居地域	○	下水道終末処理場
■	近隣商業地域	○	汚物処理場
■	商業地域	○	ごみ焼却場
■	準工業地域	○	駐車場
■	工業地域	○	市市場
■	工業専用地域	○	火葬場
○	用途地域の指定のない区域(市街化調整区域)	○	ポンプ場
○	容積率(%) 建ぺい率(%)	○	都市計画河川
○	同一用途地域、市街化調整区域内の 建ぺい率・容積率の境	○	市街地開発事業施行区域
■	高度利用地区	○	地区区計画
■	防火地域	○	他市町都市計画道路
■	準防火地域	○	宅地造成工事規制区域
■	第1種風致地区	○	生産緑地地区
■	第2種風致地区		
■	第3種風致地区		
■	第4種風致地区		



第4種高度地区のうち  
お堀端通り(市道0003)  
東側沿道の斜線制限区域



## ■高度地区

種類	用途地域	制限内容
第1種高度地区	第一種中高層住居専用地域(容積率150%の区域)	建築物の高さの最高限度: 12m 北側斜制限(5m+1:1.25)
第2種高度地区	第一種中高層住居専用地域(容積率200%の区域)、第一種・第二種・準住居地域、準工業地域、近隣商業地域(容積率200%の区域)	建築物の高さの最高限度: 15m
第3種高度地区	近隣商業地域(容積率300%の区域)	建築物の高さの最高限度: 20m
第4種高度地区	商業地域	建築物の高さの最高限度: 31m ただし、お堀端通り(市道0003)東側沿道については、斜制限(15m+1:1)
第5種高度地区	工業地域、工業専用地域	建築物の高さの最高限度: 工場、事務所、倉庫等の特定工業用途建築物は31m、特定工業用途建築物以外は15m

凡例		
区分	面積	表示
高度地区区域		—
高度地区界		—
第1種高度地区	約3.61ha	■
第2種高度地区	約1.657ha	■
第3種高度地区	約5.0ha	■
第4種高度地区	約8.3ha	■
第5種高度地区	約4.36ha	■

市町名	小田原市
事項	小田原都市計画 高度地区の変更
件名	小田原都市計画 高度地区の変更
図面名称	総括図
縮尺	1/20,000
番号	1/1
作成年月日	令和8年月日

1:20,000

